## 新しいコミュニティのあり方に関する研究会(第5回)議事概要

1 開催日時 : 平成20年11月14日(金) 10:00~12:00

### 2議事の概要:

## (1)委員報告

〇 「農山村における新しいコミュニティ」(小田切構成員)

# (2) 意見交換等

## 〇 地域コミュニティの機能

- ・ 地域コミュニティには、行政がそれまで発見し得なかった価値や課題を発見して、新しい仕組みをつくっていったり、あるいは課題の解決を行っていくといった機能がある。また、市町村の規模が拡大する中で、専門性や効率性から見て大きな範囲で提供できる公共サービスはよいが、小さな規模ではじめて適切に提供できる公共サービスについては、コミュニティが受け持つ、という役割分担の考え方も重要ではないか。
- ・ 地域コミュニティの価値や機能は、地域コミュニティが持つ「近接性」、「自立性」、「多様性」、「内発性」といった要素を前提条件としているのではないか。したがって、これらの要素を 尊重することが政策対応の基本的な原則となるのではないか。

## 〇 コミュニティの段階的発展

- ・ 地域防災としてスタートしたコミュニティ活動がイベント、地域福祉、コミュニティ・ビジネスと段階を経て、最終的に総合性のあるコミュニティ組織へと発展していくような無理をしないコミュニティづくりが重要ではないか。
- ・ コミュニティの段階的発展というのはコミュニティの活動密度そのものにかかわるもので、政 策的な視点としてはイベント組織が地域福祉組織のようなものにステップアップするときに 大きな壁があるので、そこに政策を打つということが考えられるのではないか。

## 〇 当事者意識の重要性

・ 都市部ではNPO等に参加している層と参加していない層のギャップが非常に大きい。当事者 意識=だれもが地域の構成員という意識を持つことが大事。

# 〇 地域コミュニティの経済活動

- ・ コミュニティ・ビジネスがターゲットとするものとしては、民間企業に任されると供給されな いようなサービスという定義で考えていっていいのだろうか。
- ・ コミュニティ・ビジネスのターゲットとしては、一般的な民間企業では供給できないものを代替的に供給するという「守り」のみではなく、「攻め」の部分も必要になってくるのではないか。

### 〇 地域コミュニティへの参加の任意性

・ 必ずしも自治会など伝統的な地縁組織を地域コミュニティの中心に考える必要はなく、柔軟に 若年層や外国人等が自主的に参加できる地域コミュニティのあり方を模索する必要もあるの ではないか。

## ○ テーマ型組織と地縁型組織との連携

- ・ テーマ型の組織と地縁型の組織がうまく連携していないという課題がある。
- NPOには2種類あって、1つはテーマ型のNPOと、もう一つは地域のミッションとしての NPOがある。後者については、地縁組織と協働するプレーヤーとなり得るのではないか。

## 〇 地域コミュニティの法人格

- ・ NPO法人は、地域外の人をメンバーに加入させることを阻止できないので、地域コミュニティが活用する法人類型としては大きな限界がある。
- ・ 新しいコミュニティの法人格について、今の時代に合った法人制度の設計が必要なのではない か。

## 〇 地域自治区

- ・ 地域自治区は「公」の側にあるもの。地域協議会は、「私」の側の組織から人が入り、公と私のインターフェースになることが想定されている制度。そこからさらに公と私を包含する新しい制度をつくる必要があるかどうかについては、検討を要するのではないか。
- ・ 公・共・私という区分で整理すれば、やはり地域自治区は公のセクターであって、コミュニティまたはそれを法人化したものというのは共のセクター。ただそれらは完全に切り離せられるものではないのではないか。
- ・ 「新しい公共」という概念が出てきたことによって、間にある共というのが、概念としては希 薄化していて、公としてとらえられるようになってきている。この点については、政策を打 つときの基本姿勢ともかかわるので、整理が必要なのではないか。

- ・ 地域自治区に係る制度創設時の考え方としては、地域自治区の協議会というのはコーポラティズム機関の色彩があって、選挙による正統性ではなくて、正統性を持った活動をしている人たちの代表が出てきて集まって、そこで決定していく組織として整理されている。公で執行するときは、地域自治区の事務所の長であるけれども、共助で執行するときは、それぞれのコーポラティズム、地縁団体で行うという考え方に整理されている。
- ・ 制度創設時の考え方としては、議会と同質でないものをつくるためにコーポラティズム機関が つくられた。そこにいわば議会と同質なものをもう一つつくるともめてしまうのではないか。
- ・制度創設時の考え方と比較して、現状というものを踏まえると、共助の部分で執行するときに、 ある程度まとまった組織が必要になっている。あるいは法人格が必要になってきている可能 性がある。その場合の法人格は、例えば地縁的なメンバーシップがあること、それから経済 活動が自由にできること、税制上、公共的なものとして位置づけられるといった要素を想定 して、制度設計を検討すればよいか。
- ・ 法人格については、少なくとも農山村では、経済活動がしやすいものが必要であって、メンバーシップが固定的であることが必要なのではないか。

#### 〇従来のコミュニティ政策

・ コミュニティセンターなど、従来のコミュニティ政策に対する評価がまずは必要なのではない か。

## 〇農村コミュニティの存続について

・見守りというのは当面の施策であり、そこで時間を稼ぐことによって次の世代の参入の可能性を探る。最近若い方々の農村に対する関心が今まで以上に高くなってきている。何とかしなくてはいけないという、そういう立ち上がりが見られ始めている。この動きがもう少し強い動きになれば、多分、人口の再構成、再生産ができるほどの動きになっていくだろう。各地の農山村を転々としていく中で、自分はここに住むんだという志を持つ若者が出てくるのではないか。このような若者を大きな仕組みをつくることによってサポートすることがポイントではないか。